

商工通信



令和2年10月号
第210号
令和2年10月1日発行

稲刈りシーズン到来

〒959-2642 胎内市新和町 2-5
中条町商工会 (胎内市産業文化会館内)
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
URL <http://www.tainai.or.jp/>

✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

※今月の名言・・・

【10月 OCT】

孤独であって、充実している、そういうのが人間だ。 岡本太郎

日にち	時間	内 容	場 所	担 当 者
6日(火)	9:00~	経営発達支援計画事務局会議	商工会館	町田・菅原
6日(火)	19:00~	女性部役員会	商工会館	女性部
7日(水)	13:30~	筆頭総代会議	商工会館	町田・菅原
12日(月)	9:00~	融資委員会	商工会館	菅原・鈴木・窪田
13日(火)	13:30~	新「経営発達支援計画」作成検討委員会	商工会館	町田・菅原
13日(月)	19:00~	青年部定例会	商工会館	青年部
21日(水)		「コロナウイルスに負けない券(第2弾)」使用期限		
30日(金)		「コロナウイルスに負けない券(第2弾)」換金期限		

【11月 NOV】

日にち	時間	内 容	場 所	担 当 者
10日(火)	9:00~	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
11日(水)	13:30~	女性部 花いっぱい運動	商工会館	女性部
未 定	未 定	中条・黒川合同役員研修会	未定	町田・菅原

★壁等に貼ってご利用下さい。

2020胎内いいもんまつり 開催中止のお知らせ

11月1日(日)に開催を予定しておりました「2020胎内いいもんまつり」は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、誠に勝手ながら今年度の開催を中止させていただくこととなりました。出店をご検討いただいていた皆様にはご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

「Go To Eat」キャンペーン事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う外出の自粛等の影響により、甚大な影響を受けている飲食業に対し、官民一体型の需要喚起を図ります。

事業内容について

①プレミアム付食事券の販売

県内の飲食店で使えるプレミアム付食事券(12,500円分を10,000円で販売)を発行します。販売は2021年1月末まで、有効期限は3月末までです。食事券は新潟県内の新潟日報販売店でお買い求めいただけます。

②オンライン飲食予約でのポイント付与

オンライン飲食予約サイト経由で期間内に飲食店を予約・来店すると、次回使えるポイントが付与されます。付与されるポイントは1名につき昼食時間帯で500円分、夕食時間帯(15時以降)で1,000円分です。ポイント付与は2021年1月末まで、有効期限は3月末までです。対象サイトはぐるなび、食べログ、Yahoo! ロコ、ホットペッパーグルメ、Retty、ヒトサラ等の13サイトです。

食事券公式サイトはこちら/



飲食店の皆様へ

- ・本事業に参加の場合、食事券・オンラインで別途申込が必要です。食事券の参加店登録は事務局へ申込書を送付(FAXまたは郵送)ください。申請書式は事務局ホームページ(<https://niigata-gte.com/>)からダウンロードできます。オンラインの参加店登録については特設ホームページ(https://gotoeat.maff.go.jp/business_person/)をご覧ください。
※Go To Eat キャンペーン期間に限り予約サイトの登録に係る手数料は無料ですが、別途送客手数料がかかる場合がございます
- ・飲食店であっても店内飲食をメインとしないもの、接待・遊興を伴うものは本事業の対象外です。
- ・参加飲食店は業界ガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、その取り組み内容を店頭に掲示する必要があります。
- ・Go To トラベル地域共通クーポン事業(裏面参照)にも参加する場合、Go To Eat 事業の登録を先に済ませる必要があります。

「Go To トラベル」地域共通クーポンについて

旅行代金の一部を国が支援する「Go To トラベル」で、観光地における消費を喚起することを目的とした地域共通クーポンの付与が10月1日以降出発分から開始されます。クーポンは飲食店・土産店・アクティビティ・交通機関など幅広いお店で利用できます。

事業内容について

- ・旅行代金の15%相当額を地域共通クーポンとして、旅行者に配布します。(1,000円未満の端数が生じる場合には四捨五入されます) クーポンは宿泊地及び隣接する都道府県でのみ使用可能です。
- ・クーポンは紙媒体か電子クーポンで発行されます。宿泊日とその翌日(日帰り旅行の場合は旅行当日)のみ使用できます。
- ・行政機関等への支払いや、換金性の高いものの購入等、制度趣旨にそぐわない商品での利用はできません。

取扱店募集について

- ・風営法の許可・届出の対象となる業種の一部(遊技場営業、性風俗関連営業、接待飲食営業)やカラオケ、ライブハウスは登録できません。
- ・申請は公式ホームページ(<https://biz.goto.jata-net.or.jp/coupon/>)もしくは郵送で受け付けています。ただし、Go To Eat 事業の対象となる飲食店については、Go To Eat の登録後に申請する必要があります。
- ・業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守し、店頭など旅行者から見えやすい場所に掲示する必要があります(登録後に事務局から掲示用ポスターが配布されます)。
- ・登録は随時申請可能ですが、登録完了前に地域共通クーポンを受け取ってしまった場合の換金はできません。ご承知おきください。

最賃改定 必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も。

新潟県最低賃金は、従来の時間額「830円」から「1円」引き上げられ、本年10月1日から「831円」になります。
新潟県最低賃金は、県内で事業を営む全ての使用者及びその事業場で働く全ての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む。)に適用されます。
また、最低賃金引き上げに向けた業務改善助成金・キャリアアップ助成金制度も設けられておりますので、ご相談下さい。

新潟県最低賃金は
時間額 **831円**

- ◆最低賃金、業務改善助成金の相談は
新潟県最低賃金総合相談支援センター
TEL 0120-009-229 / 025-250-5222
- ◆キャリアアップ助成金の相談は
各ハローワーク(公共職業安定所)

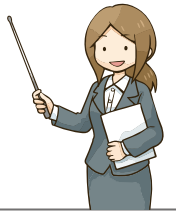
商工会での申請サポートについて

国で実施している「持続化給付金」「家賃支援給付金」について、ご自身で申請を行うことが困難な方のために全国の商工会で申請サポートを実施しております。申請を希望される方は、事前に商工会までお問い合わせください。また、詳細情報は下記をご覧ください。

持続化給付金



家賃支援給付金



「最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等のための支援事業」のお知らせ

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

概要 すべて又は雇用形態別や職種別など一部の有期契約労働者等を対象に、基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成します。

2%以上増額改定のイメージ

【増額改定前】		【増額改定後】	
区分	時給	区分	時給
1	940円	1	960円
2	950円	2	970円
3	970円	3	1,000円
...
10	1,500円	10	1,550円

助成額

- 増額改定の対象となる有期契約労働者数等の人数に応じ、以下の表の助成金額になります。
- その他

- ・中小企業において「3%以上5%未満」の増額改定を行った場合は、以下の金額を加算
すべての有期契約労働者等を対象とした増額改定：1人あたり14,250円<18,000円>
一部の有期契約労働者等を対象とした増額改定：1人あたり7,600円<9,600円>
- NEW 中小企業において「5%以上」の増額改定を行った場合は、以下の金額を加算
すべての有期契約労働者等を対象とした増額改定：1人あたり23,570円<30,000円>
一部の有期契約労働者等を対象とした増額改定：1人あたり12,350円<15,600円>
- ・職務評価を実施し、賃金規定等を増額改定した場合は、以下の金額を加算
1事業所当たり190,000円<240,000円>(142,500円<180,000円>)

※()内の数字は大企業の場合

対象労働者数	すべての有期契約労働者等を対象とした賃金規定等改定		雇用形態・職種別など一部の有期契約労働者等を対象とした賃金規定等改定	
	中小企業	大企業	中小企業	大企業
1人～3人	95,000円<120,000円>	71,250円<90,000円>	47,500円<60,000円>	33,250円<42,000円>
4人～6人	190,000円<240,000円>	142,500円<180,000円>	95,000円<120,000円>	71,250円<90,000円>
7人～10人	285,000円<360,000円>	190,000円<240,000円>	142,500円<180,000円>	95,000円<120,000円>
11人～100人	313,500円～2,850,000円 (28,500円×人数)～ (396,000円～3,600,000円) (96,000円×人数)	209,000円～1,900,000円 (19,000円×人数)～ (264,000円～2,400,000円) (24,000円×人数)	156,750円～1,425,000円 (14,250円×人数)～ (198,000円～1,800,000円) (18,000円×人数)	104,500円～950,000円 (9,500円×人数)～ (132,000円～1,200,000円) (12,000円×人数)

※()内の数字は生産性要件を満たした場合

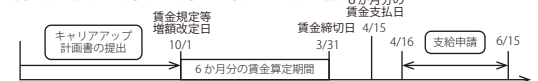
申請までの流れと準備していただく書類

①申請までの流れ

- まず、最低賃金額の発効日の前日までにキャリアアップ計画書の提出、賃金規定等の改定(作成)・2%以上増額を行っていただくことが必要です。

- その上で対象労働者の賃金規定等を改定した後6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

(例) 賃金締切日が月末で翌月15日払いの企業の場合



②準備していただく書類

- キャリアアップ計画書
※計画書は、賃金規定等を改定する日までに労働局に提出する必要があります。
- 労働協約又は就業規則(賃金規定等に関する事項が規定されているもの)
- 賃金規定等(増額改定前及び改定後のもの)
※新たに賃金規定等を作成する場合は、作成した賃金規定等
- 対象労働者の賃金台帳(増額改定前の3か月分及び改定後の6か月分)
- 対象労働者の出勤簿又はタイムカード(増額改定前の3か月分及び改定後の6か月分)
- 対象労働者の雇用契約書又は労働条件通知書等(改定前及び改定後)
- 中小企業事業主であることを確認できる書類(中小企業主の場合)

- a 企業の資本の額又は出資の総額により中小企業に該当する場合
→ 登記事項証明書等
- b 企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合
→ 事業所確認票(申請書様式第8号)

※コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です。(人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで)すでに計画書を提出していても計画変更届の提出が必要になる場合があります。

まずは最寄りの労働局、ハローワークにお問い合わせください。